

議案第 1 1 3 号

大口町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の
一部改正について

大口町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、放課後児童支援員の資格要件である研修が都道府県知事
のほか政令指定都市の長でも実施できるようになったことに伴い、この条例の一部
を改正するため必要があるからである。

大口町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例

大口町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年
大口町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第
67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(職員)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、<u>都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長</u>が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、<u>都道府県知事</u>が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>